

福山市インバウンド宿泊・観光促進助成金 要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国から福山市を訪れる団体旅行を実施した旅行業者等に対し助成金を交付することにより、外国からの観光誘客及び宿泊促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 参加者

訪日団体旅行に参加する旅行者をいい、添乗員、通訳案内士、バスガイド、運転手その他旅行の運営に従事する者を含まない。

(2) 市内バス事業者

福山市内に本社又は営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。

(3) 出発日

訪日団体旅行の行程が開始される日をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業若しくは地域限定旅行業を営む旅行業者、又は同法第23条の登録を受けた旅行サービス手配業者とする。

(交付条件)

第4条 訪日団体旅行のうち、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 外国からの観光その他これに類する目的の団体旅行であること。
- (2) 参加者数が10名以上であり、参加者全員が資料1に掲げる福山市内の宿泊施設に宿泊すること。
- (3) 2026年7月19日以降に福山市内の宿泊施設にチェックインし、2027年1月31日までにチェックアウトしていること。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において次の各号に定める額とする。

- (1) 参加者1人当たり1泊につき2,000円とし、1団体当たり50,000円を上限とする。
 - (2) 市内バス事業者を利用する場合は、参加者1人当たり1泊につき3,000円とし、1団体当たり75,000円を上限とする。
- 2 助成金の交付額は、1事業者当たり当該年度150,000円を上限とする。ただし、前項第2号の助成金の交付を受ける事業者については、1事業者当たり当該年度200,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、福山市インバウンド宿泊・観光促進助成金申請書（様式第1号）を、出発日の前日から起算して14日前までに次に掲げる書

類を添えて、福山ビジットアソシエーション会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 行程表が記載された、次のいずれかの書類
 - ア パンフレット（校正段階のものを含む）
 - イ ウェブページの写し（該当ページを PDF 化したもの等）
 - ウ 商品概要
- (2) その他会長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第 7 条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定（以下「交付決定」という。）するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により交付決定したときは、速やかに交付決定通知書（様式第 2 号）により、交付申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の交付決定に当たり、市内バス事業者を利用する団体旅行について優先的に交付決定を行うことができる。

（変更又は中止）

第 8 条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、速やかに変更・中止承認申請書（様式第 3 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金交付決定額の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

（変更交付決定）

第 9 条 会長は、前条の規定による変更・中止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付決定の内容を変更するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により変更交付決定をしたときは、速やかに交付決定変更通知書（様式第 4 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（状況報告）

第 10 条 会長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、助成の対象となる訪日団体旅行の催行状況について報告を求めることができる。

（実績報告及び助成金の請求）

第 11 条 交付決定者は、助成の対象となる訪日団体旅行を完了した日から 30 日以内に、実績報告書兼請求書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊証明書（様式第 6 号）又は宿泊施設が発行する宿泊証明書（宿泊人数及び宿泊日が確認できるものに限る。）
- (2) 市内バス事業者を利用した場合は、当該事業者が発行する運送引受書の写し

(助成金の交付)

第12条 会長は、前条の規定による実績報告書兼請求書を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定するとともに、速やかに交付確定通知書(様式第7号)により通知し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第13条 会長は、交付決定者がこの要綱の規定に違反したとき又は提出書類に虚偽その他不正があったと認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するとともに、既に交付した助成金の全部又は一部について返還を求めることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めのない事項は、その都度会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年(令和8年)7月6日から施行する。